

徳島県告示第五百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	停止の内容	停止の期間
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社サプライズ	鳴門市大麻町大谷字森崎四四番地一〇	デイサービスセンターふるさと	板野郡北島町北村字大黒五番及び六番一	通所介護	指定の全部の効力の停止	令和五年十一月十九日から令和六年五月十八日まで